

役員報酬並びに費用に関する規程

平成 24 年 3 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人日本脳卒中協会（以下「本協会」という。）定款第 18 条第 3 項の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、本協会事務局職員であって本協会の役員を兼ねている者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 非常勤役員は、定款第 18 条第 1 項に定めるとおり無報酬とする。

- 2 常勤役員及び使用人兼務役員に対しては、定款第 18 条第 1 項にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。
- 3 役員には、本協会より講師を委嘱した場合に限り、講師謝礼内規に基づき講演料を支給することができる。

(費用の取扱)

第 4 条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員及び使用人兼務役員には、通勤に要する交通費として、職員の賃金規

程に準じて通勤手当を支給することができる。

- 3 役員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費規程に基づき出張旅費として支給する。

（公表）

第5条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。